

⑨8月27日に閣議決定された予備費のうち、適切な患者療養の確保（治療薬の確保等）に計上されているロナプリーブ等の数量・金額について、契約書を提出して下さい。

（回答）

- 契約に関連した情報については、相手方企業との間で秘密保持義務もあるため、ご指摘の契約書を提出することは差し控えます。

⑰今までの抗体カクテル療法の投与により、回復、現状維持、重症化、死亡は、それぞれ何人でしたか。

（回答）

- ご質問の人数について、厚生労働省では、把握しておりません。

- ⑱抗体カクテル療法の自宅使用許可を私たちは3週間前から要望していますが、第5波が収束してからでは意味がないので、自宅使用許可のメドを教えてください。今週ですか、来週ですか。
- ⑲抗体カクテル療法の自宅使用許可が出ない理由は、抗体カクテルの確保量が少ないからですか。抗体カクテルは、すでに何人分確保されていますか。それは自宅使用許可をしても十分な量ですか。

(回答)

- 7月19日に特例承認がなされた、いわゆる抗体カクテル療法で投与される中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」(販売名：ロナプリーブ)は、原則として、重症化リスクがあり、酸素投与を要しない入院患者を投与対象者として供給することとしています。
- その上で、
- ・ 各都道府県が選定した医療機関に予め供給することや、
  - ・ 宿泊療養施設等を臨時の医療施設とすることで、その施設でも患者への使用を可能とすることを進めるとともに、
- 加えて、病態悪化時の体制の確保など、一定の要件を満たした上で、
- ・ 医療機関で自宅療養者に対し、外来で投与すること
  - ・ 臨時の医療施設等ではない宿泊療養施設・入院待機施設で投与すること
- についても開始したところです。
- まずはこうした取組を着実に進めつつ、引き続き、必要な治療薬を、速やかに投与できる体制の整備に取り組んでまいります。
- 具体的な確保量については、相手方企業との間で秘密保持義務もあるため、お答えすることは差し控えますが、全世界向けの総供給量が限られている中で、必要な供給量の確保を図っています。